

随意契約理由書

件名	クリーンセンター電算機等保守点検整備業務
契約の相手方	富士電機株式会社 関西支社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当
随意契約の理由 <p>クリーンセンターの電算機(計算機システム)は、プラントの運転制御・公害監視を司る重要な設備である。プラントを安全且つ適正に運転管理する為には、当該設備の中長期的な予防保全計画に基づく定期点検整備を実施するとともに、プラント運転中の突発的な故障発生時においても迅速に復旧対処しなければならない。</p> <p>本業務を実施出来るのは当該計算機を独自に設計・製作し、当該電算機の構成・機能を熟知するとともに、プラントの運転制御・公害監視ロジックにも精通している富士電機(株)のみである。</p> <p>よって、上記業者との随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	神戸市環境局事業部施設課 (電話番号595-6164)